

日本語教育振興協会

—— 30年の歩み ——



30 YEARS
Anniversary

2019

I 事業等の歩み	1
II 日本語教育機関、留学生等の概況	10
1. 日本語教育機関の概況	10
2. 日本語教育機関留学生の概況	10
①留学生数の推移	
②出身国・地域別留学生数の推移	
③進学者数の推移	
④卒業後の進路の推移(平成20～29年度)	
⑤不法残留者数の推移(就学生、留学生)	
3. 日本語教育機関教員の概況 (平成30年度日本語教育機関実態調査結果)	15
III 運 営	16
1. 役員・評議員・歴代役員等	16
2. 事業の概要	18
IV 参考資料	19
日本語教育機関に直接関連する中央教育審議会とりまとめ (平成20年7月)の記述内容(抜粋)	19
日本語教育の推進に関する法律 概要	20

I 事業等の歩み

1989(平成元)年度

〈5月〉

- 任意団体、日本語教育振興協会設立(5月9日。
事務所:新宿区北新宿3丁目(財)国際学友会内)
- 日本語教育施設の審査・認定 開始
- 日本語教育施設要覧の作成・配布(文部省補助事業) 開始
- 日本語教員研究協議会開催(文部省補助事業) 開始
- 日本語教育に関する教材の研究・開発(文部省補助事業) 開始
- 協会ニュースの発行 開始

〈6月〉

- 第1回審査委員会(寄附行為第5条に基づき設置) 開催

〈2月〉

- 財団法人として文部大臣、法務大臣の設立許可(2月26日)

〈3月〉

- 文部大臣、日振協の日本語教育施設の審査事業を認定
- 第1回理事会 開催



日振協の設立総会

1990(平成2)年度

〈4月〉

- 日本語教育施設事務担当者研究協議会開催(文部省補助事業) 開始

〈5月〉

- 地区維持会員協議会開催 開始

〈6月〉

- 第1回評議員会 開催
△入管法改正、在留資格「就学」の新設

〈7月〉

- 事務所移転(中野区東中野4丁目)

〈11月〉

- 財団法人として外務大臣の設立許可(11月28日)

1991(平成3)年度

〈4月〉

- 日本語教育施設要覧、日本語版のほかに改めて英語版、中国語版を作成・配布 開始
- 就学生の就学状況の把握等に関する調査研究(法務省補助事業) 開始

1992(平成4)年度

〈4月〉

- 日本留学フェア((財)日本国際教育協会主催)への参加 開始
- 海外の日本語教育及び留学事情調査開始(中国における日本語教育事情調査実施)

1993(平成5)年度

〈4月〉

- 日本語教育施設の実態調査(文部省補助事業) 開始
- 私費外国人留学生学習奨励費支給予約制度事業(文部省補助事業) 開始

〈7月〉

- △文部省の日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議が「日本語教育施設の運営に関する基準」を報告(平成5年7月14日)

〈11月〉

- △法務省、就学生受入れ問題懇談会を設置(7回の調査等を実施)
平成6年3月、「日本語就学生の受入れの在り方」を発表

〈2月〉

- 日本語教育施設の運営に関する基準の改定(新規施設の校地・校舎の自己所有等)

<p>1994(平成6)年度</p>	<p>〈8月〉 ○事務所移転(新宿区北新宿1丁目) △法務省、「我が国における日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針」策定</p> <p>〈3月〉 ○阪神・淡路大震災(平成7年1月17日未明発生)により被災した就学生に対する支援事業(義援金及び文部省補助金で学生1人当たり5万円支給)(平成7年度も支援)</p>
<p>1995(平成7)年度</p>	<p>〈10月〉 ○新規施設の校地・校舎の自己所有等について基準改定の適用</p>
<p>1996(平成8)年度</p>	<p>〈4月〉 ○日本語教育施設学生生活実態調査 開始</p> <p>〈7月〉 ○学年の始期・4期制への改定</p> <p>〈3月〉 △文部省、「留学生の入学選考の改善方策について」取りまとめ</p>
<p>1997(平成9)年度</p>	<p>〈4月〉 ○日本語教育セミナー(文部省補助事業) 開始 ○日本語教員研究協議会における教員研究発表の開始 △法務省、入国・在留に係る身元保証書の廃止 △法務省、就学生に対し在留期間「1年」の付与 △文部省、日本留学のための新たな試験調査研究について開始</p> <p>〈3月〉 ○外国人就学生緊急一時金支給(アジア諸国の通貨危機に伴うもので学生1人当たり3万円支給)</p>
<p>1998(平成10)年度</p>	<p>〈4月〉 ○日振協ホームページ開設 ○法務省補助事業の廃止</p> <p>〈7月〉 ○管理運営の見直し及び審査体制・方法の改定</p> <p>〈3月〉 △文化庁、今後の日本語教育施策の推進について—日本語教育の新たな展開を目指して—発表 △文部省、知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して—ポスト2000年の留学生政策—(留学生政策懇談会報告)発表</p>
<p>1999(平成11)年度</p>	<p>〈4月〉 ○実践研究プロジェクト・基礎日本語教育研究プロジェクト発足</p> <p>〈6月〉 ○設立10周年記念パーティー開催</p> <p>〈9月〉 ○韓国における留学進学相談会(日本留学フェア)を初めて開催</p> <p>〈10月〉 ○大学日本語教員養成課程研究協議会(大養協)から日振協に「日本語教育実習についての連携・協力について」申入れ</p> <p>〈11月〉 ○日本語教育施設の収容定員増の上限規制</p> <p>〈1月〉 △法務省、入国在留審査方針の見直し</p>

2000(平成12)年度

〈3月〉

- 日本語教育施設の更新・変更申請及び学年の始期の変更に伴う取扱いの見直し
 - △文化庁、「日本語教育のための教員養成について」公表(日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議報告)

〈4月〉

- 日本語教育施設に在籍する就学生を対象とした学習奨励費支給制度事業開始(100名)
- 大学の日本語教育実習生の受入れ等の調査及び協議 開始(平成13年度から受入れ開始)

〈5月〉

- 日振協に日本留学試験に関する委員会を設置し、各方面に意見・要望を提出
 - △文部科学省・(財)日本国際教育協会、日本留学試験の実施について①試行試験の実施要項、②本試験の実施計画、③公開用試験問題を公表

〈8月〉

- 日本留学試験アイテムライターを推薦開始
 - △文部省、日本留学のための新たな試験について発表(「日本留学のための新たな試験」調査研究協力者会議報告)

〈3月〉

- 日振協において日本語教員養成に関する調査研究を実施(文化庁委嘱事業)
 - △文部省、日本語教育施設の審査事業の認定に関する文部省告示廃止
 - △法務省、新たに入管法施行規則を改正し、「日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業の認定に関する規程」を告示
 - △文化庁、日本語教育のための試験の改善について報告を公表(日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議)
- 故李秀賢さん御遺族に見舞金と「励ましの言葉」を贈る(平成13年1月26日夜、東京・JR新大久保駅において、ホームから転落した人を助けようとして電車にはねられて死去した日本語教育施設学生・李秀賢さんへの弔意を示し御遺族を見舞うため、「故李秀賢君を悼む会」を設置し、各日本語教育施設に見舞金募金と「励ましの言葉」の呼び掛けを実施。佐藤理事長等が釜山を訪問し、御両親に手渡す)

2001(平成13)年度

〈4月〉

- 3つの新規プロジェクトを設置(①日本留学試験の実施に対応した教材開発プロジェクト、②日本語教育実習生の受入れ等の問題を検討するための教育実習プロジェクト、③小・中学校等地域との交流を推進するためのプロジェクト)
- JAFSA(国際教育交流協議会)との懇談会開始

〈5月〉

- 法務大臣、日振協を審査・証明事業を実施する者として認定(日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受けた事業等を定める法務省令の施行(法務省令第56号)に基づく)

〈8月〉

- 台湾における留学進学相談会(日本留学フェア)を初めて開催
- 第1回日本語教育施設新設校設置代表者等研修会を開催

〈9月〉

- 第1回実践研究ワークショップを開催

〈10月〉

- △国際交流基金・(財)日本国際教育協会、日本語能力試験「出題基準」改訂を発表
- △(財)日本国際教育協会、日本語教育能力検定試験の新出題範囲の改訂(平成15年度から実施)を発表

〈12月〉

- 第1回日本語教育施設トップセミナーを開催
- 事務所移転(渋谷区代々木1丁目)

2002(平成14)年度

〈4月〉

- 留学生住宅総合補償制度(内外学生センター実施)に日本語教育機関学生も参加

〈6月〉

- 日本語教育施設の審査基準等の見直し(新設校の当初定員、分校数)
 - △日本国際教育協会、第1回日本留学試験実施。日本留学試験成績上位者に対する学習奨励費給付予約制度を開始

〈7月〉

- 中国における日本留学進学相談会(日本留学フェア・セミナー)を初めて北京市で開催

〈12月〉

- 佐藤理事長、中央教育審議会大学分科会留学生部会専門委員に就任

〈1月〉

- 事務情報化の推進(日振協HPの大幅改定。日振協・日本語教育施設間でeメール通信開始)

〈2月〉

- 第1回生活指導担当者研修開始

2003(平成15)年度

〈4月〉

- 日振協独自の日本語学校学生災害補償制度開始(平成15年度は①学校管理下のみ補償、②傷害・賠償責任事故補償で発足。平成16年度から③疾病補償、④24時間補償、⑤救援者費用補償を追加)
 - △世界保健機関(WHO)、重症急性呼吸器症候群(SARS)の伝播確認地域である香港、広州(広東省)への不要不急な旅行を延期することを考慮するよう勧告

〈6月〉

- 日本語教育機関による就学生・留学生の受入れに関するガイドライン制定
- 全国合同臨時維持会員協議会においてSARS対応の情報交換及び協議
- 不法就労・犯罪・不法滞在外国人問題に関する取組開始

〈9月〉

- 日本留学試験「日本語」科目を中心とした問題分析及び実施上の問題に関する調査研究プロジェクト設置

〈10月〉

- △法務省、東京入国管理局、東京都及び警視庁、首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言を発表
- △東京都、留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会設置

〈11月〉

- △法務省、在留資格「留学」及び「就学」に係る審査方針を改定

〈12月〉

- 第1回現職主任教員研修を開催
 - △中央教育審議会、新たな留学生政策の展開について(答申)を取りまとめ

〈1月〉

- 就学生・留学生の犯罪に係る検挙状況、地方入国管理局による摘発及び所在不明状況を日本語教育機関から日振協への定期報告(毎月)を開始

〈3月〉

- 第1回新任主任教員研修を開催
- 在留資格認定証明書の不交付状況の定期調査開始

2004(平成16)年度

〈4月〉

- 日本語教育機関の学生受入れに関する緊急協議会開催(全国6地区)、法務省に要望協議
 - △自由民主党政務調査会法務部会入管政策等小委員会ヒアリングで説明、要望書の提出(以後5回実施)
 - △独立行政法人日本学生支援機構設置(日本育英会、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の関連事業等を整理・統合)

〈5月〉

- △民主党「外国人留学生・就学生問題プロジェクトチーム」ヒアリングで説明、要望

2005(平成17)年度

〈9月〉

○韓国留学協会(KOSA)の要請に基づき、日本留学講演会を初めて開催

〈11月〉

△国立博物館、「留学生の日」を実施(就学生も参加)

〈12月〉

△公明党、「就学生問題に関するプロジェクトチーム」ヒアリングで説明、要望書の提出(以後3回実施)

〈2月〉

○日本語教育機関による就学生・留学生の受入れに関するガイドラインを一部改定

〈3月〉

○地域の小・中学校等との連携による国際理解教育及び交流の推進状況を取りまとめ((財)文教協会研究助成事業)

〈7月〉

○佐藤理事長、北京で開催の「第1回世界漢語大会」に招かれて日本語教育事情を発表

〈9月〉

○日振協調査団(団長:佐藤理事長、文部科学省、外務省関係者も同行)と中国教育部関係者が、日中留学交流のあり方、入学選考、認証問題について協議

〈11月〉

○日本留学フェア(タイ)において初めて日振協ブースを設置

〈12月〉

○申請取次者講習会等を初めて開催(平成17年12月東京地区、平成18年1月近畿地区)

2006(平成18)年度

〈4月〉

○日本語教育機関中国人入学者合同オリエンテーションを日振協と中国駐日本国大使館と共催し東京で初めて開催(平成19年度から名古屋、大阪、福岡でも開催)

〈5月〉

○外国人受入れ問題検討委員会設置(講演会等を実施)

〈8月〉

○日本語学校教育研究大会を開催(日本語教員研究協議会を発展させ実施)

○日本語教育セミナー(北京)を中国北京市で日振協と中国教育国際交流協会の共催で初めて開催

〈10月〉

○中国の大学入学統一試験の成績及び高等学校の統一試験の合格証書と成績の認証システムの実施について、佐藤理事長と吳博達中国教育部学位センター所長が協定書に調印(10月24日、北京市)、日振協認証システム発足(10月30日)

○日本語能力試験(海外受験者分)早期成績照会制度発足

〈3月〉

○在留資格認定証明書交付申請等に係る東京入国管理局説明会(東京地区・関東甲信越地区合同)を初めて開催

○第1回専門能力開発研修を開催(実践研究ワークショップを改称)

2007(平成19)年度

〈5月〉

○佐藤理事長、法務省出入国管理政策懇談会在留管理専門部会ヒアリングにおいて要望

〈6月〉

○ビジネス日本語カリキュラム・教材開発プロジェクトを設置

〈8月〉

○入学者選考、在籍管理、自己点検・評価等について規定の新設(日本語教育機関の運営に関する基準の改訂)

〈9月〉

○韓国において、2007年日韓留学セミナーを初めて開催

2008(平成20)年度

〈1月〉

- 中国教育部学位センターの王副所長が、日振協事務研究協議会において中国の大学入学統一試験等の認証システムについて講演、及び関係省庁・日振協と協議

〈2月〉

- 佐藤理事長、中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会専門委員に就任

〈5月〉

- 佐藤理事長、ミャンマー国のラーミン大使及び中国の孫公使参事官にそれぞれ被災見舞（ミャンマーでサイクロン、中国で四川省等大地震発生）

〈7月〉

- 大学院進学・環境整備プロジェクトを設置
△中央教育審議会、『留学生30万人計画』とりまとめの考え方に基づく具体的方策の検討(とりまとめ)を発表(参考資料(19ページ)参照)

〈9月〉

- フィリピン看護師、介護福祉士の日本語研修問題について、佐藤理事長、中山経済産業省技術協力課長と協議開始

〈10月〉

- 日本語教育スタンダードを考えるプロジェクトを設置
- 法務大臣、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(平成20年法務省令第13号。平成20年10月1日施行)第63条第2項の「日本語教育機関の設備および編成についての審査及び証明を行うことができる法人」の要件に適合する法人として日振協を認定

〈1月〉

- △法務省、政府の「留学生30万人計画」の実現に向けた出入国管理行政の在り方について取りまとめられた、出入国管理政策懇談会からの報告書「留学生及び就学生の受入れに関する提言」を発表

〈3月〉

- △経済産業省、平成21年度「経済連携人材育成支援研修事業(日本・フィリピン経済連携協定に基づく看護師候補者・介護福祉士候補者受入研修事業)」の委託先4機関を発表(日本語教育機関2校を含む)

2009(平成21)年度

〈7月〉

- 設立20周年記念パーティー開催
△法務省、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法案成立(在留資格「留学」・「就学」の一本化が実現)
- 佐藤理事長、文化庁「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」委員に就任

〈10月〉

- 日本語教育機関、初めて(独)日本学生支援機構の留学生借り上げ宿舍支援事業の支援を受ける

〈11月〉

- 日本留学フェア(ベトナム)に初参加

〈3月〉

- 大学院進学・環境整備プロジェクト、「日本語教育機関学生の大学院進学のための指導事例集」を作成

2010(平成22)年度

〈5月〉

- △行政刷新会議ワーキンググループの「事業仕分け」により、審査業務の廃止方針提示

〈6月〉

- 日振協事業運営検討委員会の設置

〈7月〉

- △在留資格「留学」・「就学」の一本化に関する規定の施行

〈9月〉

- 日本語教育機関学生に対する通学用割引定期乗車券の適用について、JR東日本へ要望

2011(平成23)年度

〈11月〉

- △文部科学省「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」を設置
- 「自己点検・自己評価等プロジェクト」を設置

〈3月〉

- 日本語教育機関東北地方太平洋沖地震対策本部を設置、義援金募金活動開始
- 佐藤理事長、東日本大震災の被災状況等について、文部科学省、文化庁、法務省、外務省に要望

〈5月〉

- 日本語教育機関からの義援金、宮城県、福島県の留学生等へ見舞金支給

〈6月〉

- ベトナムの大学入学統一試験等の認証システム開始

〈12月〉

- 「学生確保のための緊急対策に関する報告について」を日本語教育機関に通知

〈3月〉

- △文部科学省、「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」取りまとめ報告書発表
- △文化庁、「日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について」まとめる

2012(平成24)年度

〈8月〉

- 「日中国交正常化40周年記念日本留学フェア・セミナー(北京)」開催

〈11月〉

- 法務省へ在留資格認定証明書の申請・交付時期に係る特別措置を要望

〈3月〉

- △外務省、「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会」を設置、佐藤理事長が委員参画

2013(平成25)年度

〈5月〉

- 佐藤理事長、細田自由民主党幹事長代行へ消費税に関する要望書を提出
- 佐藤理事長、ミャンマー教育大臣の代理と会談(留学生交流、認証システム)
- 佐藤理事長、ベトナム教育訓練省ルアン大臣と懇談、同省Vang国際教育開発局長と協議

〈6月〉

- 一般財団法人としての最初の評議員選定委員会を開催

〈7月〉

- 大学・日本語教育機関マッチングフェア・セミナーを開催

〈11月〉

- 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーションを日振協と駐日ベトナム大使館と共催で開始(東京開催)

〈12月〉

- △外務省、「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会」が「最終報告書」を提出

2014(平成26)年度

〈4月〉

- 「一般財団法人日本語教育振興協会」として発足(財団法人から一般財団法人への移行認可)

〈10月〉

- 佐藤理事長、ネパール人留学生問題についてネパール文部省を訪問、次官等と協議

〈2月〉

- 自己点検・自己評価等プロジェクトが日本語教育機関のための自己点検・評価項目をまとめる

〈3月〉

- 株式会社立の日本語教育機関が初めて岐阜県で各種学校の認可を受ける

2015(平成27)年度

〈5月〉

- ネパール大地震に係るネパールからの留学生の在留資格認定証明書交付申請の受付期限の延長について法務省等へ要望

〈8月〉

- 日振協ビジネス日本語準拠プログラム登録事業開始

〈9月〉

- 日振協ロゴマークの制定

〈1月〉

- 日本語教育機関のための第三者評価事業の創設

〈2月〉

- 日振協ビジネス日本語準拠プログラム登録機関を初めて登録(5機関)

〈3月〉

- 日本語教育機関第三者評価において3機関を初めて認定
△法務省、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令案等(「日本語教育機関の告示基準」の策定を含む)について意見募集

2016(平成28)年度

〈4月〉

- 佐藤理事長、法務省・文部科学省へ日本語教育機関の告示基準の内容について質問等
- 法務省告示基準案等に関するパブリック・コメントについて、日振協から意見提出(総論6項目、各論10項目)

〈6月〉

- 留学生の多様化に対応した日本語教育を考える検討会議の設置

〈7月〉

- △法務省、日本語教育機関の告示基準を制定

〈8月〉

- 日本語教育機関の告示基準等の説明会開催(東日本・西日本)

〈9月〉

- △法務省、日本語教育機関の告示基準」に適合していることの確認方法についての案内

〈10月〉

- △文化庁、日本語教育機関の法務省告示第1条第1項第13号ニにおいて日本語教員の要件として適当と認められる日本語教育に関する研修について公表

〈11月〉

- △日本語教育推進議員連盟の設立
- 日本語教育推進議員連盟に関する説明会開催(東日本・西日本)

〈12月〉

- 第1回日振協日本語教師採用合同フェアの開催

〈2月〉

- △文部科学省・文化庁、日本語教育機関における外国人留学生への教育の実施状況の公表

〈3月〉

- 佐藤理事長、日本語教育推進議員連盟第5回総会のヒアリングで日本語教育の取組の現状と課題について説明・要望

2017(平成29)年度

〈6月〉

- 日本語教育推進議員連盟へ要望書提出

〈7月〉

- 佐藤理事長、スリランカ高等教育担当大臣等と協議

〈8月〉

- △法務省、日本語教育機関の告示基準の施行
- 日本語学校教育研究大会において中川正春日本語教育推進議員連盟会長代行の基調講演開催

2018(平成30)年度

〈9月〉

- 生活指導担当者研修を福岡で初めて地方開催

〈10月〉

- 新しい日本語教育機関質保証システムの発足、教育活動評価事業の創設

〈12月〉

- 日本語教育機関事務統括職員研修会事業の開始
- 中国の認証システムの一部停止、他の認証機関と引き続き認証について交渉

〈1月〉

- 「日本語教育機関のための自己点検・評価項目(改訂版)」の公表
- 佐藤理事長、ベトナム公安省訪日調査団が来会し、懇談

〈2月〉

- 佐藤理事長、認証問題協議のため中国訪問、中国関係当局、日本大使館と協議

〈3月〉

- 日本語教育機関のための教育活動評価において4機関を初めて認定
 - △文化庁、文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を公表

〈6月〉

- 日本私立大学協会と共催で「2018ベトナム人留学生のための私立大学留学フェア」を開催

〈7月〉

- 文化庁委託「日本語教育人材の養成・研修カリキュラム等開発事業」(初任教員研修、主任教員研修)の採択決定

〈8月〉

- 日本語学校教育研究大会において馳浩日本語教育推進議員連盟事務局長の基調講演開催

〈12月〉

- △「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で了承
- △「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が閣議決定
- △日本語教育推進議員連盟の総会において「日本語教育の推進に関する法律案」を了承

〈2月〉

- 第18回日本語教育機関トップセミナーからの提言の公表

〈3月〉

- 佐藤理事長、佐々木法務省入国管理局長に「日本語能力に係る試験の合格率等の導入問題」について要望

2019(平成31・令和元)年度

〈4月〉

- △文部科学省の協力者会議が「新たな抹消基準としての日本語能力に係る試験の合格率等について」を公表
- △出入国在留管理庁、日本語教育機関の告示基準の一部改正について意見募集

〈5月〉

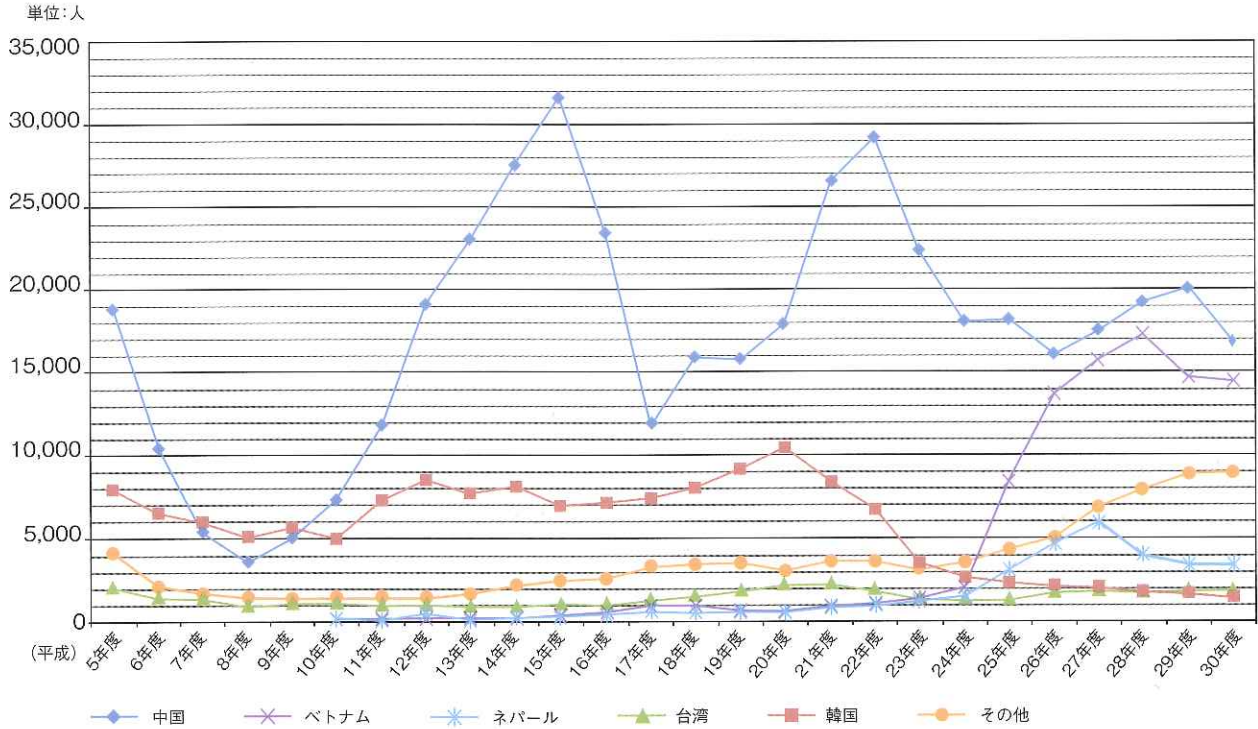
- 佐藤理事長、法務省・文部科学省へ日本語教育機関の告示基準の改正内容について質問・要望
- 日本語教育機関の告示基準の一部改正について、日振協から意見提出

〈6月〉

- △日本語教育推進議員連盟の「日本語教育の推進に関する法律」が全会一致で可決、成立(衆議院文部科学委員会5月22日、衆議院本会議5月28日、参議院文教科学委員会6月20日、参議院本会議6月21日)(参考資料(20ページ)参照)

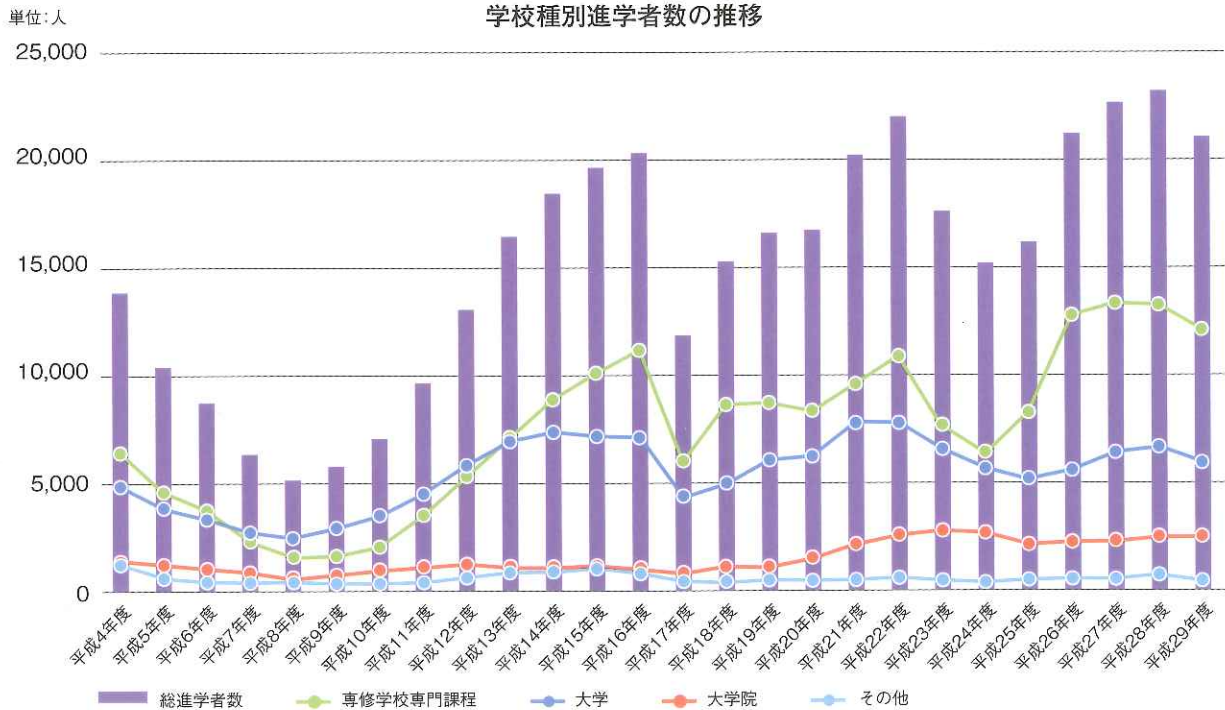
②出身国・地域別留学生数の推移

日本語教育機関留学生数(出身国・地域別の推移)



③進学者数の推移

学校種別進学者数の推移



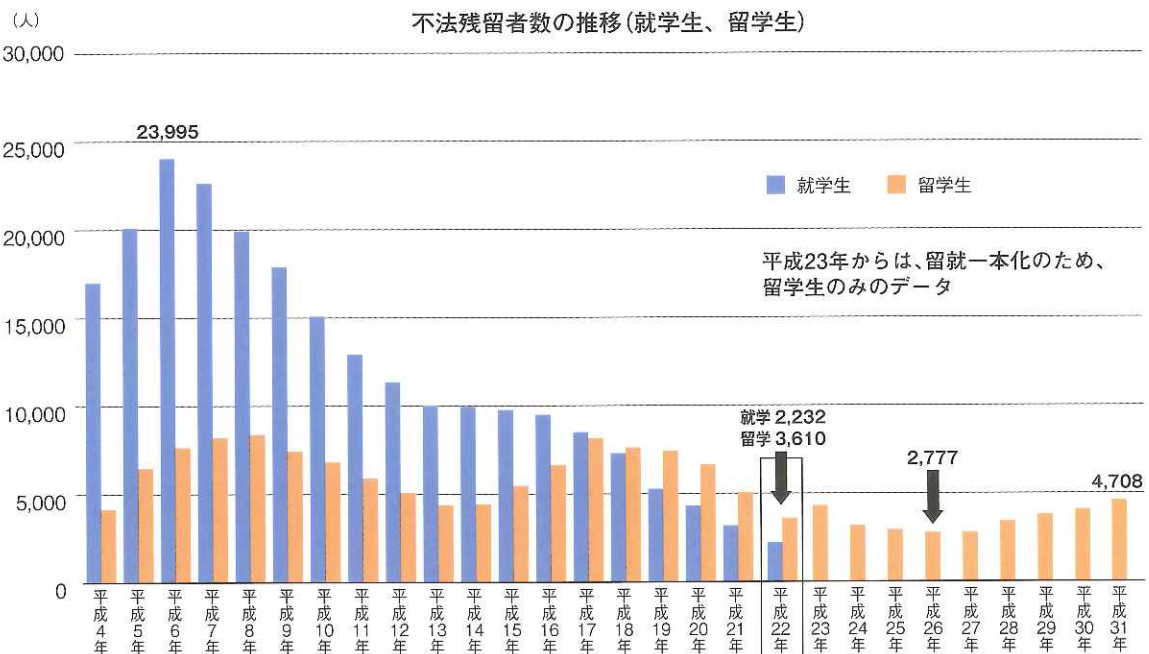
学校種別進学者数の推移

区分	大学	大学院	専修学校 専門課程	その他	計
平成4年度	4,830	1,438	6,388	1,225	13,881
平成5年度	3,933	1,246	4,573	639	10,391
平成6年度	3,422	1,102	3,773	443	8,740
平成7年度	2,692	868	2,330	469	6,359
平成8年度	2,424	659	1,650	432	5,165
平成9年度	2,943	811	1,690	366	5,810
平成10年度	3,567	971	2,129	412	7,079
平成11年度	4,536	1,141	3,594	447	9,718
平成12年度	5,772	1,218	5,379	718	13,087
平成13年度	7,142	1,162	7,161	996	16,461
平成14年度	7,341	1,191	8,904	1,027	18,463
平成15年度	7,186	1,148	10,140	1,175	19,649
平成16年度	7,105	1,102	11,165	988	20,360
平成17年度	4,394	844	6,109	488	11,835
平成18年度	5,000	1,131	8,675	461	15,267
平成19年度	6,091	1,191	8,781	529	16,592
平成20年度	6,236	1,627	8,378	510	16,751
平成21年度	7,803	2,186	9,631	573	20,193
平成22年度	7,789	2,651	10,884	654	21,978
平成23年度	6,621	2,767	7,749	486	17,623
平成24年度	5,728	2,748	6,414	338	15,228
平成25年度	5,198	2,221	8,324	436	16,179
平成26年度	5,608	2,237	12,796	567	21,208
平成27年度	6,402	2,393	13,305	585	22,685
平成28年度	6,710	2,527	13,255	691	23,183
平成29年度	5,997	2,526	12,063	512	21,098

④卒業後の進路の推移(平成20～29年度)

区分	進学	就職	帰国	その他	計
平成20年度	16,751 68.2%	382 1.6%	6,786 27.6%	660 2.7%	24,579 100.0%
平成21年度	20,193 72.5%	408 1.5%	6,703 24.1%	539 1.9%	27,843 100.0%
平成22年度	21,978 71.2%	550 1.8%	7,665 24.8%	684 2.2%	30,877 100.0%
平成23年度	17,623 73.8%	645 2.7%	4,803 20.1%	794 3.3%	23,865 100.0%
平成24年度	15,228 74.4%	728 3.6%	3,941 19.2%	576 2.8%	20,473 100.0%
平成25年度	16,179 74.6%	697 3.2%	4,126 19.0%	682 3.1%	21,684 100.0%
平成26年度	21,208 77.0%	1,085 3.9%	4,340 15.8%	917 3.3%	27,550 100.0%
平成27年度	22,685 77.1%	1,490 5.1%	4,342 14.8%	896 3.0%	29,413 100.0%
平成28年度	23,183 75.6%	1,677 5.5%	5,101 16.6%	723 2.4%	30,684 100.0%
平成29年度	21,098 76.2%	1,703 6.2%	4,312 15.6%	563 2.0%	27,676 100.0%

⑤不法残留者数の推移(就学生、留学生)

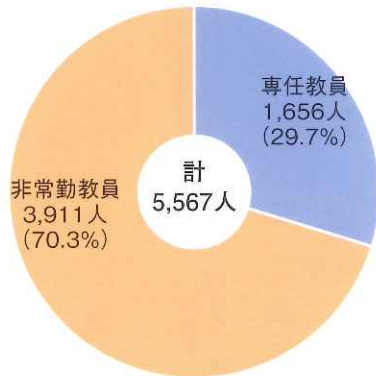


不法残留者数の推移(就学生、留学生)

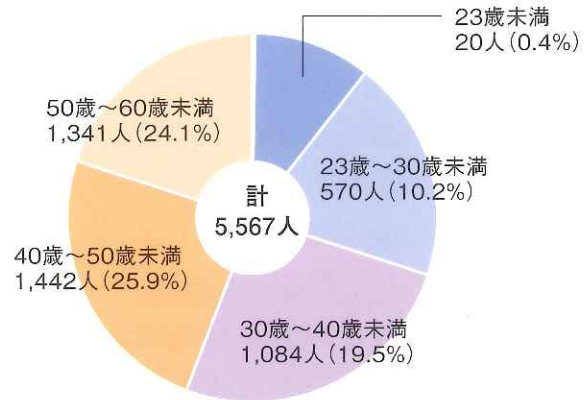
調査対象日	総数	在 留 資 格					
	構成比 (%)	就学	留学	短期滞在	興行	研修	その他
1992(平成4)年 5月1日現在	278,892 100.0	16,998 6.1	4,183 1.5	234,876 84.2	5,450 2.0	1,360 0.5	16,025 5.7
1993(平成5)年 5月1日現在	298,646 100.0	20,095 6.7	6,484 2.2	242,465 81.2	7,451 2.5	1,788 0.6	20,363 6.8
1994(平成6)年 5月1日現在	293,800 100.0	23,995 8.2	7,659 2.6	226,930 77.2	9,243 3.1	2,116 0.7	23,857 8.2
1995(平成7)年 5月1日現在	286,704 100.0	22,623 7.9	8,216 2.9	216,057 75.4	11,073 3.9	2,237 0.8	26,498 9.2
1996(平成8)年 5月1日現在	284,500 100.0	19,906 7.0	8,406 3.0	211,797 74.4	12,911 4.5	2,585 0.9	28,895 10.2
1997(平成9)年 1月1日現在	282,986 100.0	17,873 6.3	7,445 2.6	209,125 73.9	13,385 4.7	2,685 0.9	32,473 11.6
1998(平成10)年 1月1日現在	276,810 100.0	15,083 5.4	6,824 2.5	206,620 74.6	13,917 5.0	3,099 1.2	31,267 11.3
1999(平成11)年 1月1日現在	271,048 100.0	12,931 4.8	5,914 2.2	206,193 76.1	13,610 5.0	3,115 1.1	29,285 10.8
2000(平成12)年 1月1日現在	251,697 100.0	11,359 4.5	5,100 2.0	189,847 75.4	12,552 5.0	3,055 1.2	29,784 11.9
2001(平成13)年 1月1日現在	232,121 100.0	10,025 4.3	4,401 1.9	173,051 74.6	11,029 4.8	3,004 1.3	30,611 13.1
2002(平成14)年 1月1日現在	224,067 100.0	9,953 4.4	4,442 2.0	163,271 72.9	11,154 5.0	3,264 1.5	31,983 14.2
2003(平成15)年 1月1日現在	220,552 100.0	9,779 4.4	5,450 2.5	155,498 70.5	11,770 5.3	3,409 1.5	34,646 15.8
2004(平成16)年 1月1日現在	219,418 100.0	9,511 4.3	6,672 3.0	150,326 68.5	11,974 5.5	3,959 1.8	36,976 16.9
2005(平成17)年 1月1日現在	207,299 100.0	8,506 4.1	8,173 3.9	139,417 67.3	11,319 5.5	3,648 1.8	36,236 17.5
2006(平成18)年 1月1日現在	193,745 100.0	7,307 3.8	7,628 3.9	134,374 69.4	10,052 5.2	3,393 1.8	30,991 16.0
2007(平成19)年 1月1日現在	170,839 100.0	5,281 3.1	7,448 4.4	117,289 68.7	8,162 4.8	3,333 2.0	29,326 17.2
2008(平成20)年 1月1日現在	149,785 100.0	4,311 2.9	6,667 4.5	102,069 68.1	6,624 4.4	3,136 2.1	26,978 18.0
2009(平成21)年 1月1日現在	113,072 100.0	3,186 2.8	5,090 4.5	76,651 67.8	5,015 4.4	2,561 2.3	20,569 18.2
2010(平成22)年 1月1日現在	91,778 100.0	2,232 2.4	3,610 3.9	63,169 68.8	4,120 4.5	1,621 1.8	17,026 18.6
2011(平成23)年 1月1日現在	78,488 100.0	/	4,322 5.5	54,220 69.1	3,425 4.4	1,192 1.5	15,329 19.5
2012(平成24)年 1月1日現在	67,065 100.0	/	3,187 4.8	46,845 69.8	2,956 4.4	/	14,077 21.0
2013(平成25)年 1月1日現在	62,009 100.0	/	2,847 4.6	43,943 70.9	2,432 3.9	/	12,787 20.6
2014(平成26)年 1月1日現在	59,061 100.0	/	2,777 4.7	41,403 70.1	2,224 3.8	/	12,657 21.4
2015(平成27)年 1月1日現在	60,007 100.0	/	2,806 4.7	41,090 68.5	/	/	16,111 26.8
2016(平成28)年 1月1日現在	62,818 100.0	/	3,422 5.5	42,478 67.6	/	/	16,918 26.9
2017(平成29)年 1月1日現在	65,270 100.0	/	3,807 5.8	44,167 67.7	/	/	17,296 26.5
2018(平成30)年 1月1日現在	66,498 100.0	/	4,100 6.2	44,592 67.0	/	/	17,806 26.8
2019(平成31)年 1月1日現在	74,167 100.0	/	4,708 6.4	47,399 63.9	/	/	22,060 29.7

3.日本語教育機関教員の概況(平成30年度日本語教育機関実態調査結果)(平成30年7月1日現在)

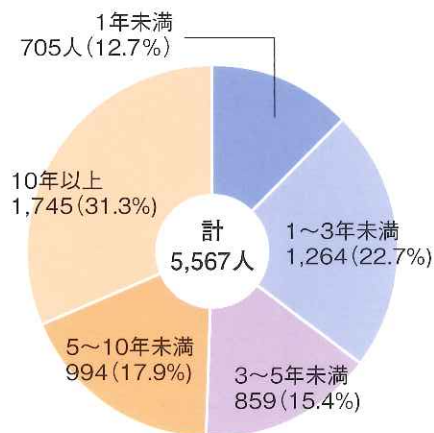
①勤務形態別教員数



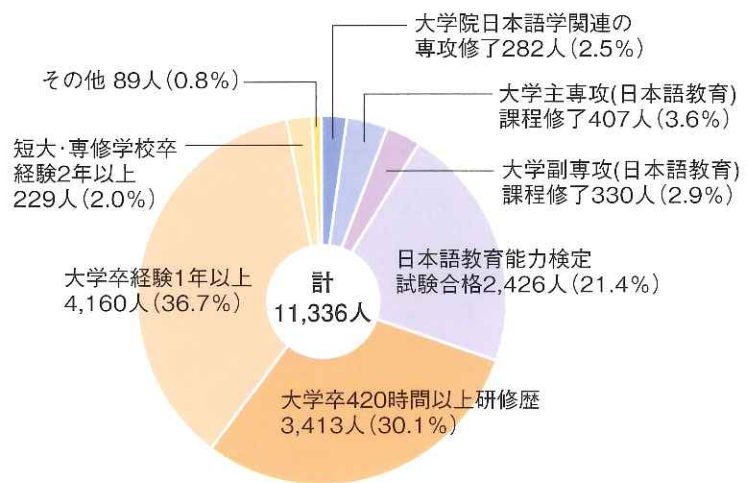
②年齢構成別教員数



③経験年齢別教員数



④資格別教員数



※複数回答のため、教員数とは一致しない。

III 運 営

1-1 役員・評議員

■ 役員(会長・理事・監事)

理 事 長 専 務 理 事 理 事	佐 藤 次 郎	元・(財)国際学友会理事長
	高 山 泰	(公社)経営・労働協会代表理事
	井 上 洋	(一財)ダイバーシティ研究所参与
	加 藤 早 苗	インターカルト日本語学校代表
	桔 梗 博 至	元・法務省大阪入国管理局長
	隈 丸 優 次	元・カンボジア国駐劔特命全権大使
	佐々木 倫 子	桜美林大学名誉教授
	武 田 哲 一	(学)東京国際学園理事長
	田 尻 英 三	龍谷大学名誉教授
	西 澤 良 之	(一財)古賀政男音楽文化振興財団専務理事
	西 原 鈴 子	特定非営利活動法人日本語教育研究所理事長
	丸 山 茂 樹	前・I. C. NAGOYA校長
	山 口 修	京都文化日本語学校長
	菅 原 正 弘	元・(財)日本国際教育支援協会専務理事
水 上 洋 一 郎	元・法務省東京入国管理局長	

(令和元年6月25日現在)

■ 評議員

学 識 経 験 者	有 山 正 孝	電気通信大学名誉教授
	伊 東 勝 章	(公財)入管協会専務理事
	伊 藤 行 紀	駿河台大学名誉教授
	太 田 篤	(公財)留学生支援企業協力推進協会専務理事
	奥 田 邦 男	広島大学名誉教授
	勝 又 美 智 雄	国際教養大学名誉教授
	佐 藤 國 雄	元・(財)ユネスコ・アジア・文化センター理事長
	福 田 益 和	全国専修学校各種学校総連合会長、学校法人福田学園理事長
	堀 口 松 城	東京学芸大学客員教授
	松 川 憲 行	独立行政法人国際交流基金上級審議役
	山 本 忠 行	大学日本語教員養成課程研究協議会(大養協)代表理事、 創価大学通信教育部教授
	横 田 雅 弘	明治大学国際日本学部教授
	米 川 英 樹	独立行政法人日本学生支援機構理事

■ 評議員

地区維持 会員代表	池田 俊一	(学)石川学園横浜デザイン学院理事長(関東・甲信越地区代表)
	戸田 安信	習志野外語学院理事長(関東・甲信越地区代表)
	江副 隆秀	新宿日本語学校長(東京地区代表)
	鈴木 修一	サム教育学院長(東京地区代表)
	中西 郁太郎	青山スクールオブジャパニーズ校長(東京地区代表)
	村上 誠	青山国際教育学院長(東京地区代表)
	山本 弘子	カイ日本語スクール代表(東京地区代表)
	北川 裕士	ノースリバー日本語スクール設置代表者(東海・北陸地区代表)
	奥田 純子	コミュニカ学院長(近畿地区代表)
	平岡 憲人	清風情報工科学院専務理事・校長(近畿地区代表)
	田村 充正	(学)さくら国際学園理事長(中国・四国地区代表)
	塚本 勝美	アジア日本語学院理事長(九州・沖縄地区代表)

(令和元年6月25日現在)

1-2 歴代役員等

会 長	中川 秀恭	平成 元年 5月 ~ 15年 3月
	水谷 修	平成 15年 6月 ~ 26年 6月
理 事 長	金田 智成	平成 元年 5月 ~ 元年 7月
	五十嵐 耕一	平成 元年 8月 ~ 8年 6月
専 務 理 事	佐藤 次郎	平成 8年 7月 ~ 現在
	岩本 晃	平成 元年 5月 ~ 12年 3月
	桔梗 博至	平成 12年 4月 ~ 15年 3月
	木原 哲郎	平成 15年 4月 ~ 27年 6月
評 議 員 会 議 長	高山 泰	平成 27年 6月 ~ 現在
	木田 宏	平成 2年 6月 ~ 17年 6月
	有山 正孝	平成 18年 3月 ~ 令和元年 6月
事 務 局 長	勝又 美智雄	令和 元年 6月 ~
	千葉 芳太郎	平成 元年 10月 ~ 2年 2月
事 務 局 参 事	小中 克巳	平成 2年 3月 ~ 4年 3月
	佐藤 保男	平成 4年 4月 ~ 7年 7月
	矢部 吉實	平成 7年 10月 ~ 13年 3月
	石川 秀夫	平成 14年 1月 ~ 27年 3月
	樋口 昭夫	平成 27年 4月 ~ 30年 3月
	中村 敬	平成 30年 4月 ~ 現在

2 事業の概要

日振協の主な事業は以下のとおりです。

評価事業

日本語教育機関の教育活動及び運営全般の質的水準の向上を図るため、日振協独自の質保証システムを実施しています。

日振協は、独自に「日本語教育機関のための自己点検・評価項目」をとりまとめ(平成27年2月26日)、これを基に日本語教育機関のための第三者評価制度をわが国で初めて創設、現在下記の事業を実施しています。

良質な

- ・留学生
- ・日本語教員
- ・教育内容
- ・学生サービス
- ・施設環境

● 教育活動評価事業

大項目 10

小項目 32

従来日振協が行ってきた「日本語教育機関の運営に関する基準」適合性の認定から、受審する日本語教育機関の教育活動について日振協が第三者機関として評価します。(平成29年度創設)

● 第三者評価事業

大項目 15

小項目 100

受審を希望する日本語教育機関の運営全体について日振協が第三者機関として評価します。(平成27年度創設)

〈ISO29991の認証取得支援〉

—JAMOTEC (JAMOTE認証サービス株式会社)との連携—

第三者評価事業とISO29991の認証取得を同時申請する場合には、認証機関であるJAMOTECと連携して対応します。(注)ISO:国際標準化機構

各種研修事業

日本語教育機関の水準向上のため、教職員や経営者に対する各種研修事業を実施しています。



文化庁委託日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業(初任教員研修、主任教員研修)

初任教員研修

主任教員研修

日本語学校教育研究大会

生活指導担当者研修

事務統括職員研修会



平成30年度日本語学校教育研究大会における
馳浩 日本語教育推進議員連盟事務局長の
基調講演



トップセミナー

日本語教育機関の支援

留学生の適正な受入れ及び在籍管理を促進するため、海外の教育行政当局及び留学関係機関等と密接な協議を行うとともに、日本語教育機関に関する調査・研究、情報提供、ビジネス日本語準拠プログラム登録を実施しています。

留学生の適正な受入れ・在籍管理

- 中国及びベトナムの認証システムの実施
- 中国人留学生及びベトナム人留学生合同オリエンテーションの実施
- 留学生の刑法犯、所在不明者等の発生防止(毎月各機関から報告を受け、実態を共有)
- 在留資格認定証明書交付状況の説明会実施(東京出入国在留管理局)
- 地方出入国在留管理局との協議

日振協ビジネス日本語準拠プログラム登録事業

- 各日本語教育機関が実施している、いわゆるビジネス日本語のうち、日振協ビジネス日本語準拠プログラム登録に関する基準に適合している日本語教育機関を登録

日本語教育機関に関する調査・研究・開発

- 日本語教育機関の実態調査の実施等の状況調査と指導
- 留学生の多様化に対応した日本語教育についての調査研究(対応事例の収集、日本語習得状況の調査検討)

日本語教育機関に関する情報提供

- ホームページにおいて認定日本語教育機関の概要を5か国語(日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語)で掲載し、情報発信
- 日本語教育機関要覧の発行・配布(在外日本国公館114館、在本邦外国公館44館など)
- 日本語教育機関の日本語教師の求人情報提供及び採用合同フェア開催

〈日本語教育機関の課題について要望〉

日本語教育機関に関する制度の整備、日本語教育機関留学生に係る奨学金及び宿舍支援事業の拡充、消費税の非課税化等について、関係機関に要望しています。

IV 参考資料

日本語教育機関に直接関連する中央教育審議会とりまとめ(平成20年7月)の記述内容(抜粋)

(財)日本語教育振興協会 作成

- 留学生が留学後、言葉の面で困らないよう、日本語教育の普及・充実に図っていくことが必要である。
- 我が国の留学生の3割以上は、国内の日本語教育機関から直接進学しているが、それらの進学先からさらに別の学種に進学することもあることから、このような留学生も含めると、全留学生のうち国内の日本語教育機関に在籍経験のある者の割合はさらに高まる。また、日本語教育機関修了者の7割が我が国の大学等に進学している。
- このように、多くの留学生にとって日本での生活は日本語教育機関から始まることから、日本語教育機関が日本語教育のみならず、日本での生活の仕方の指導なども行っている。
- このことに着目し、留学生政策の一環として日本語教育機関の質の向上や学生に対する支援を行っていくことが重要である。
- 日本語教育機関では渡日直後の学生に対する生活支援に関するノウハウを多く有しており、そのようなノウハウを大学等にも取り入れていくことも考慮すべきである。
- 国は、特に入国時や在学中の取扱いを留学生と同等のものに近づけて、大学等への進学を確実にしていくことについても考慮が必要である。
- 一方、日本語教育機関も教育指導を充実したり、学生の学籍管理を徹底することなどが必要である。
- 都道府県の事務であるが、日本語教育機関が各都道府県から各種学校として認可を受けることになれば、各種学校としての指導監督が及ぶことになり、その点で日本語教育機関の質の確保の観点からも意義があるのではないかと指摘にも留意する必要がある。
- 効果的に日本語教育を推進する意味から、大学等と日本語教育機関の連携も重要である。
- 日本で就職を希望する留学生にとって日本語は必須であり、そのことを見据えた日本語教育の推進も必要である。
- 我が国では、日本語学校に在籍する学生の在留資格は「就学」と区分されているが、日本語教育機関卒業生の7割が我が国の大学等に進学し、留学生となることを考慮した扱いとなることが期待される。
- 財団法人日本語教育振興協会と中国教育部学位及び大学院生教育発展センターの合意により、平成18年10月より、中国の大学統一試験の成績と高等学校の統一試験の合格証書及び成績の認証制度が開始され、我が国の日本語教育機関に入学を希望する中国人学生の選考に活用されている。このような取組は、学生の質の確保に加え、入国審査の円滑化にもつながることから、大学等にもこうした取組が拡大されることが期待される。
- 日本に留学を希望するあるいは関心のある者を対象に、独立行政法人日本学生支援機構や現地機関などが中心となり、日本の大学等や日本語教育機関が参加して開催される日本留学フェアや日本留学説明会がある。
- 留学フェアに加え、在外公館、独立行政法人(日本学生支援機構、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構等)、大学等、日本語教育機関が一体となって、国レベルで我が国の文化の広報・普及を通じて留学情報を発信するとともに、多くの海外拠点を設置し、大学等と連携して積極的に海外で我が国への留学生をリクルートする、英国のプリティッシュ・カウンシルのような留学を専門に取り扱う機関の整備を進めることも必要である。

第4期中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会名簿

平成20年2月22日現在
(50音順 敬称略)

青野敏博	徳島大学長
有信陸弘	株式会社東芝執行役常務、経営監査部長
大野高裕	早稲田大学理工学術院教授、国際部長
小尾晋之介	慶應義塾大学理工学部教授、国際センター所長
木村孟	大学評価・学位授与機構長
佐藤弘毅	(学)目白学園理事長、目白大学長
佐藤次郎	(財)日本語教育振興協会理事長
白石隆	政策研究大学院大学副学長・教授
武田哲一	(学)東京国際学園理事長、東京外語専門学校長
鳥飼玖美子	立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科教授
中西久枝	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
二宮皓	広島大学理事・副学長
水谷惟恭	東京工業高等専門学校長
森田嘉一	(学)京都外国語大学理事長・総長
横田雅弘	一橋大学留学生センター教授

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的(第一条関係)

(背景)日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である。



そこで、定義以下について定めることにより、

(目的)多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義(第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等(第四条―第九条関係)

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等(第十条・第十一条関係)

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策(第十二条―第二十六条関係)

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項(附則第二条関係)

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

※令和元年6月28日公布・施行

日本語教育振興協会30年の歩み

発行:2019年(令和元年)7月

編集発行:一般財団法人 日本語教育振興協会

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル2階

TEL:03-5304-7815

FAX:03-5304-7813

URL:<https://www.nisshinkyo.org/>

E-mail:info@nisshinkyo.org



一般財団法人 日本語教育振興協会

NISSHINKYO

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル2階

TEL:03-5304-7815 FAX:03-5304-7813

<https://www.nisshinkyo.org/> E-mail:info@nisshinkyo.org